

# 平成28年度 就学援助制度のお知らせ

4ページに中学校3年生の保護者を対象とした「教育援護」の説明があります。

## 保護者の皆様へ

金沢市教育委員会

金沢市では、お子様の小・中学校就学に関して、経済的な理由でお困りの方に、就学に必要な費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、この説明書をお読みのうえ申請ください。

また、**昨年度認定されていた方で、引き続き援助を希望される方も、毎年度申請が必要です。**

お子様1人につき1枚の申請書提出が必要です。ご注意ください。

今年度より、**マイナンバー関係書類**、**通帳の写し(前年度受給されていない場合または口座に変更があった場合)**の添付が必要です。

## 1 援助の内容

援助項目	摘要	支給時期(予定)
学用品費等	定額。学用品費、通学用品費(1年生は除く)、宿泊を伴わない校外活動費が含まれます。3期に分けて(年度途中認定の方は月割計算して)支給します。	第1期分(4~8月):8月末 第2期分(9~12月):10月末 第3期分(1~3月):1月末
新入学学用品費	定額。4月認定の1年生に限り対象となります。	8月末
校外活動費	宿泊を伴う校外活動に参加し、実施月に既に認定されている方に限り対象となります。交通費、見学・入場料が補助対象です。	学校より実績報告があった時の次の支給時期
修学旅行費	修学旅行に参加し、実施月に既に認定されている方に限り対象となります。交通費、宿泊費、見学・入場料が補助対象です。	学校より実績報告があった時の次の支給時期
体育実技用具費	小4~6スキー、中1~3スキー、中1柔・剣道の授業実施校に限り対象です。	柔・剣道用具購入費:1月末 スキーレンタル料:3月末
通学費	住所地の指定校にバス・電車で通学する場合で、片道の通学距離が小学生4km以上、中学生6km以上に限り対象です(指定校変更等により、住所地の指定校以外の学校へ通学する場合は対象外)。3期に分けて(年度途中認定の方は認定月以降の分を)支給します。	第1期分(4~7月):8月末 第2期分(8~12月):10月末 または1月末 第3期分(1~3月):3月末
学校給食費	認定された月からの実費。3期に分けて(年度途中認定の方は認定月以降の分を)支給します。	第1期分(4~7月):8月末 第2期分(8~12月):1月末 第3期分(1~3月):3月末
医療費	う歯(むし歯)、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、寄生虫病、白せん、疥せん、膿痂疹、トラコーマ、結膜炎が補助対象です。	教育委員会より医療機関へ支払います。

※国・県・私立の学校の児童生徒の保護者は通学費、学校給食費及び医療費の援助を受けることはできません。

## 2 対象者

金沢市内の小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、教育委員会が認定基準(2ページ参照)に該当すると認定した方

### 3 申請方法

- (1) 申請書(この「お知らせ」にはさんであります)に必要な事項を記入の上、平成28年5月9日(月)までに学校(または教育委員会)へ提出してください。
- (2) 上記期限後であっても、年度の途中で新たに申請の必要が生じた場合は、平成29年2月まで申請を受け付けています。認定された場合、原則、受付月の翌月分から支給対象となります。
- (3) 2人以上在学する児童生徒がいる場合は、申請書を各1枚提出してください。その際、必要添付資料がある場合は、最年少者の申請書の上に添付し、他の者については申請書裏面の申請資料添付欄にその旨ご記入ください。  
また、振込希望口座は同一の口座を記入してください。
- (4) 振込口座欄の口座名義人は、必ず申請者(保護者)本人の個人名義(会社や店舗名の肩書のつかないもの)の普通預金口座をご記入ください。
- (5) 平成27年分の所得の申告がまだの方は、所得の申告を済ませてください。未申告の場合は、認定できない場合があります。
- (6) 平成28年1月2日以降に市外から転入した方は、前住民登録市町村が発行した平成28年度の所得証明書(平成27年中の所得のわかるもの)を取り寄せ、申請書に添付(写し可)してください。  
※申請時に、必要添付書類を添付出来ない場合は、その旨、申請資料添付欄にご記入ください。
- (7) 平成28年1月1日に金沢市にお住まいの方で申告を済ませた方は、所得証明書等の添付は必要ありません。
- (8) 就学援助申請書への個人番号(マイナンバー)の記入に加え、申請者の番号確認書類、本人確認書類の添付が必要です。
- (9) その他、通帳の写し等が必要な場合があります。添付必要書類については、2、3ページをご覧ください。

### 4 認定基準

#### (1) 所得額による認定

平成27年中の所得額(注1参照)(世帯全員の合計所得額)が、下表の額以下の方

注1 所得額とは 給与所得者は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。

事業所得者は、収入から必要経費を差し引いた後の金額です。

世帯構成	3人世帯(父、母、子1人)	4人世帯(父、母、子2人)	5人世帯(父、母、祖母、子2人)
所得額	257万円程度以下	303万円程度以下	353万円程度以下

(参考)給与所得者の上記所得額は、「給与等の収入金額の合計額」にすると下記ようになります。

給与等の収入金額の合計額	389万円程度以下	446万円程度以下	509万円程度以下

この所得額は目安です。一人一人の年齢によって多少異なります。

#### (2) その他 上記所得額での認定以外であっても、次の(ア)(イ)いずれかに該当する方

##### (ア) 次のいずれかの項目に該当する方

該当理由	必要添付書類(写し可)
平成27年度又は平成28年度に 1. 生活保護を停止又は廃止された方	保護決定通知書
2. 市民税を減免された方	市民税・県民税 税額変更通知書
3. 個人事業税を減免された方	個人事業税減免決定通知書
4. 固定資産税を減免された方	固定資産税賦課決定通知書
5. 国民年金保険料を免除された方	国民年金保険料免除申請承認通知書
6. 国民健康保険料を減免された方	国民健康保険料更正・決定通知書
7. 生活福祉資金の貸付を受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書
申請時現在 8. 児童扶養手当を受給されている方	児童扶養手当証書
9. 職業安定所(ハローワーク)登録の日雇労働者	雇用保険被保険者手帳の公共職業安定所長印が押印されているページ

##### (イ) 生活保護を受けている方

援助内容は、修学旅行費に限ります。

※上記認定基準(1)(2)にかかわらず、今年に入って、保護者の失業、世帯状況の変化(死亡、離婚等)など経済的な理由で、就学が困難になった場合はご相談ください。

## 5 審査結果について

審査の結果は7月下旬(予定)に申請者あてに送付します。

なお、就学援助の支給に関する実績確認等のため、就学援助の認定をしたときには、学校長へ通知しますので、予めご了承ください。

## 6 援助金の支給方法等

- (1) 医療費 治療開始前に必ず、学校から「治療の指示」と「医療券」の交付を受けてください。  
治療の際、医療機関へ「医療券」を提出してください。支払は、教育委員会から医療機関へ行います。
- (2) 医療費以外 原則として申請者(保護者)の口座へ振り込みます。  
ただし、①前年度において学校集金を納入していない、②当該年度において給食費等の学校集金を指定の期日までに学校へ納付しなかった、以上の場合は申請と同時に承諾しているとおり、学校長を経由して支給します。
- (3) 認定された時期等により、支払いが支給時期に間に合わなかった場合は、次の支給時期にまとめて支払います。


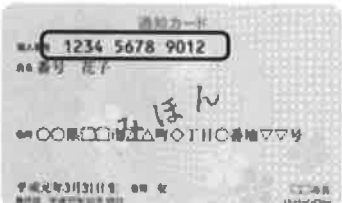

## 7 就学援助の認定取消

就学援助費を、その目的以外の為に使用した時、又は、虚偽の申請をした時は、認定を取り消します。

## 添付書類について

申請書には、以下の書類を添付してください。

### (1) すべての方

申請者の個人番号確認書類 (申請者本人以外の方の分は不要です)	申請者の本人確認書類 (申請者本人以外の方の分は不要です)
<p><u>下記のいずれか1つの番号確認書類の写し</u></p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード (裏面)</p>  <p><input type="checkbox"/> 通知カード</p>  <p><input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票記載事項証明書</p>	<p><u>下記のいずれか1つの本人確認書類の写し</u></p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード (表面)</p>  <p><input type="checkbox"/> 運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 旅券 (写真のページ)</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (写真付き)</p> <p><input type="checkbox"/> 写真付き社員証</p> <p><input type="checkbox"/> 写真付き学生証</p> <p><input type="checkbox"/> 写真付き資格証明証</p>
	<p><u>上記の本人確認書類が困難な場合は、下記のいずれか2つの本人確認書類の写し</u></p> <p><input type="checkbox"/> 公的医療保険の被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 年金手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (写真なし)</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 写真なし社員証等</p> <p><input type="checkbox"/> 源泉徴収票、国税や地方税の領収証書、納税証明書</p>

### (2) 前年度受給されていない方・前年度受給していたが振込口座に変更があった方

- 振込先口座預金通帳の見開き1ページ目の写し (銀行名・支店名・口座番号・名義人カナが確認できる部分)

### (3) 平成28年1月2日以降に市外から転入した方

- 前住民登録市町村が発行した平成28年度の所得証明書(平成27年中の所得)の写し  
※5~6月頃発行が可能となります。申請書を先に提出し、6月末までに所得証明書を取得して提出してください。

### (4) 2ページの4 認定基準(2)(ア)のいずれかに該当する方

- 該当理由ごとの必要添付書類(2ページ参照)

## 平成28年度 教育援護の申請について(お知らせ)

金沢市生活支援課

### 1. 教育援護とは

教育援護は、修学旅行経費の一部を援助する制度です。就学援助とは異なる制度ですので別に申請が必要です。

### 2. 申請できる方

申請時に次の①～③の要件を全て満たす方

①金沢市内在住の保護者 ②就学援助の受給者(申請者) ③中学校第3学年のお子様がいいらっしゃる方

### 3. 申請の方法

申請時には就学援助申請書裏面上段の教育援護申請書に、住所・氏名を記入し、押印の上、提出してください。  
2人以上、対象生徒がいる場合は、人数分申請してください。

### 4. 支給額等

1人につき4,000円を1月に就学援助費と同じ口座に振り込みます。

### 5. 教育援護についてのお問い合わせは、生活支援課 ☎(076) 220-2292 FAX(076) 220-2532

(就学援助のお問い合わせは、教育総務課へ。)

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

**金沢市教育委員会 教育総務課**

電話:(076)220-2477

FAX:(076)260-7195

# 平成28年度 就学援助申請書

捨印

(あて先) 金沢市教育委員会

平成 年 月 日 (提出日)

平成28年度の就学援助について、次の5点について承諾のうえ、申請します。

- ① 援助の審査に必要な、生活保護法に基づく教育扶助の受給状況の調査
- ② 援助の審査に必要な、申請者本人及び世帯全員の市民税の課税状況等の調査
- ③ 援助の審査に必要な、申請時における児童扶養手当の受給状況の調査
- ④ 援助の審査に必要な、児童生徒の属する世帯全員の持家状況の調査
- ⑤ 前年度において学校集金を納入していない場合、及び当該年度において、給食費等の学校集金を指定の期日までに学校へ納付しなかった場合は、当該援助費の請求、受領及び返納等に関する一切の権限を学校長に委任すること

以上5点について、承諾の上申請します。

申請者 (保護者)	住所	〒												
		平成28年1月1日の住所(上記と同じ場合記入不要)												
	氏名				個人番号(マイナンバー)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     番号確認書類・本人確認書類の写しを裏面に添付してください                 </div>								
自宅電話	-			携帯電話	-									

児童生徒	小学校 中	フリガナ											前年度受給	有・無	
		氏名											※無の場合は通帳の写を添付		
		個人番号(マイナンバー)											生年月日	平・	
世帯の状況 (上記児童生徒を含みません)	個人番号(マイナンバー)	氏名			保護者との続柄	生年月日			勤務先・学校・学年・組		住宅の形態				
					保護者本人	MS TH					1 2 自家借家				
						MS TH					アパート等				
						MS TH					○で囲む				
						MS TH									
						MS TH									
						MS TH									
						MS TH									

振込希望口座 (申請者の口座を記入してください。)

金融機関名	銀行	本店	フリガナ												
	信用金庫		支店	口座名義人											
	農協		支所・出張所	普通預金の口座番号											
前年度就学援助受給者の方・上記記載の口座は前年度と変更			有・無 (○をつけてください) 有の場合は通帳の写を添付してください												

税関係書類等調査承諾

申請者本人以外の成年の世帯員全員 (ただし、未成年でも収入のある世帯員は記入してください)

(あて先) 金沢市教育委員会 就学援助の審査に必要な下記の調査について承諾します。

①生活保護法に基づく教育扶助の受給状況の調査 ②市民税の課税状況等の調査  
③申請時における児童扶養手当の受給状況の調査 ④持家状況の調査  
(各自署名・押印してください。)

氏名 \_\_\_\_\_ (印) 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
氏名 \_\_\_\_\_ (印) 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

中学3年生の生徒がいる方のみ

平成28年度 教育援護申請書 (中学校3年生対象)

(あて先) 金 沢 市 長

平成28年度の教育援護について、申請します。

なお、教育援護費は就学援助費振込口座へ振込むことに同意します。

申請者 (保護者)	住 所	金沢市
	氏 名	印

### 添付書類 添付欄

※はがれないように、しっかりとのりづけしてください。

※関係書類は 学校 年 組 (氏名) の申請書に添付してあります。

※申請時に必要添付書類を添付出来ないので、平成 年 月 日頃提出します。

#### 添付書類について

以下の書類を添付のうえ、添付したものに☑をつけてください。

申請時に、必要添付書類を添付出来ない場合は、その旨申請書資料添付欄にご記入ください。

##### (1) すべての方

- 申請者の個人番号 (マイナンバー) 確認書類の写し
- 申請者の本人確認書類の写し

##### (2) 前年度受給されていない方・前年度受給していたが振込口座に変更があった方

- 振込口座預金通帳の見開き1ページ目の写し (銀行名・支店名・口座番号・名義人カナの部分)

##### (3) 平成28年1月2日以降に市外から転入した方

- 前住民登録市町村が発行した平成28年度の所得証明書 (平成27年中の所得) の写し

※5~6月頃発行が可能となります。申請書を先に提出し、6月末までに所得証明書を取得して提出してください。

##### (4) 次の該当理由で申請する方

該当する項目に☑をつけて、必要添付書類を添付してください。

平成27年度または平成28年度に

- 1. 生活保護を停止又は廃止された方 . . . . .  保護決定通知書の写し
- 2. 市民税を減免された方 . . . . .  市民税・県民税 税額変更通知書の写し
- 3. 個人事業税を減免された方 . . . . .  個人事業税減免決定通知書の写し
- 4. 固定資産税を減免された方 . . . . .  固定資産税賦課決定通知書の写し
- 5. 国民年金保険料を免除された方 . . . . .  国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
- 6. 国民健康保険料を減免された方 . . . . .  国民健康保険料更正・決定通知書の写し
- 7. 生活福祉資金の貸付を受けている方 . . . . .  生活福祉資金貸付決定通知書の写し

申請時現在

- 8. 児童扶養手当を受給されている方 . . . . .  児童扶養手当証書の写し
- 9. 職業安定所(ハローワーク)登録の日雇労働者 . . . . .  雇用保険被保険者手帳の公共職業安定所長印が押印されているページの写し

学校受付欄 (あて先)	受付日	平成	年	月	日
金沢市教育委員会					
金沢市立	学校長				印

学校長、民生委員使用欄 (民生委員所見欄は必要な場合に限り、学校長または教育委員会から記入を依頼します。)

学校長意見					
金沢市立	学校長				印
民生委員所見					
	民生委員署名押印				印